観音寺市民会館管理運営検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、観音寺市附属機関設置条例(平成24年観音寺市条例第1号)第2条 の規定に基づき、観音寺市民会館管理運営検討委員会(以下「委員会」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。
  - (1) 市民会館の管理計画に関すること。
  - (2) 市民会館の運営計画に関すること。
  - (3) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員11人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 文化若しくは芸術又は市民会館整備に関して高い識見を持っている者
  - (2) 公募により選出された者
  - (3) その他市長が適当と認める者
- 2 前項の規定による公募の手続は、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的が達成された日までとする。ただし、委員が欠けた 場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は 説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、政策部庁舎等整備課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則による最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。 (観音寺市民会館等建設検討委員会規則の廃止)
- 3 観音寺市民会館等建設検討委員会規則(平成24年観音寺市規則第31号)は、廃止する。